

大規模の修繕・模様替に係る取扱いについて

○大規模の修繕・模様替に該当する断熱改修工事に係る取扱い

大規模の修繕・模様替に該当する断熱改修工事について、既存の建築物に対する制限の緩和の規定に係る取扱いを次のとおりとする。

取扱い

- 外壁改修工事を行う際、断熱材を付加する工事は、既存の建築物に対する制限の緩和の規定(建築基準法施行令第137条の12第1項)において「当該建築物の構造耐力上の危険性が増大しない」ものとして扱う。

※ただし、既存建築物の存在壁量が減少する場合や、柱の小径が小さくなる場合は、「構造耐力上の危険性が増大する」ものとして扱う。